

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成29年12月26日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 後藤 浩平

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用を行っている「河川洪水予報データ交換システム」に対して、機能強化を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造及び動作並びに設定環境を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

1. 2 業務概要

- (1) 業務名 河川洪水予報データ交換システムの機能強化
- (2) 業務内容 業務処理ソフトウェアの機能強化
- (3) 履行期限 平成30年3月23日

3 業務目的

河川洪水予報データ交換システムでは、部外機関から受信する「洪水予報 XML データ」に記載される、浸水想定区域情報の文字数が上限値を超えて配信されることがあるため、上限値を超えた「洪水予報 XML データ」にも対応できるよう河川洪水予報データ交換システムの機能を強化する。

また、作成頻度が10分間隔に高頻度化した「速報版降水短時間予報」等のデータ配信を実施するため、これらのデータ配信頻度及びデータ量の増加においても配信処理に影響がないよう機能強化を行う。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

河川洪水予報データ交換システムは、各都道府県、防災関係機関との連携により洪水予報を作成、発表し、国民の生活に重大な影響を及ぼす洪水災害による被害を軽減することを目的とした重要なシステムであることを理解し、これら業務に支障を与えないように作業を行う技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本業務を実施するためには事前に入念な動作確認が必要となることから、河川洪水予報データ交換システムの性能・機能仕様を理解し、これら動作確認に必要な設備を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合または公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

稼動後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

外部を含むユーザーに対し即時性の高いデータ提供を行う全国規模のオンラインデータ処理システム（サーバシステム）の構築、導入、業務処理の制作実績があること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 永田 圭子

電話 03-3212-8341(内線 2184) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年12月26日から平成30年1月10日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成30年1月11日 17時まで (1)に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）
又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」

において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も５（３）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

（５）詳細は説明書による。